

? 申告に行くのはいつ?

日程を確認しよう

町の
申告会場
受付時間

午前9時~11時・午後1時~4時
(火曜日のみ午後1時~6時)

役場3階
大会議室
が会場です

各地区の
申告指定日

期日	対象地区	3月 1日(水)	3月 2日(木)	3月 3日(金)	3月 6日(月)	3月 7日(火)	3月 8日(水)	3月 9日(木)	3月 10日(金)	3月 13日(月)	3月 14日(火)	3月 15日(水)
2月16日(水)	全行政区	一本木、渋沼、坪谷	石打、住谷崎	水立大黒	全行政区	西ノ根宮内中島、馬場大林	寺中、十三軒	店高原、本郷江原	古家十軒、大谷端宿赤東、開拓	新中野	明野	全行政区
17日(木)	下中野、前谷東原											
20日(日)	横町化楽、天王元宿											
21日(火)	前原											
22日(水)	十三坊塚											
23日(木)	上下西宿、前瀬戸宿、千原田向地											
24日(金)	大根村琵琶首、谷中蛭沼											
27日(月)	鶏上、鶏下、鶏新田											
28日(火)	光善寺、藤川、秋妻											

※指定日以外でも受け付けできます。申告会場は大変混雑します。余裕をもってご来場ください。

? 申告に必要な書類は? 持ち物を確認しよう

①年間の収入金額が分かる書類

▶給与や年金を受給している人
源泉徴収票(給与・年金など)、事業主の支払証明書など

▶事業所得や不動産所得のある人
事業所得(営業や農業)、不動産所得のある人は収支内訳書
※平成26年1月から、白色申告の人も記帳・帳簿などの保存が義務化されています。
(詳しくは以下の通り)

○記帳する内容
売上などの収入金額、仕入や経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上・仕入・経費の金額などを帳簿に記載します

○帳簿などの保存
収入金額や必要経費を記載した帳簿の他、取引によって作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存します

収支内訳書の
作成を
お願いします

②所得控除に必要な書類

▶社会保険料控除などに必要な書類
国民健康保険税や国民年金、生命保険・地震保険・長期損害保険などの控除証明書など

▶医療費控除に必要な書類
医療費の領収書など(平成28年中の領収日のものに限る)

▶障害者控除に必要な書類
身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
※障害者控除対象者認定書についての問い合わせは、役場健康福祉課☎47-5021まで。

③その他に必要なもの

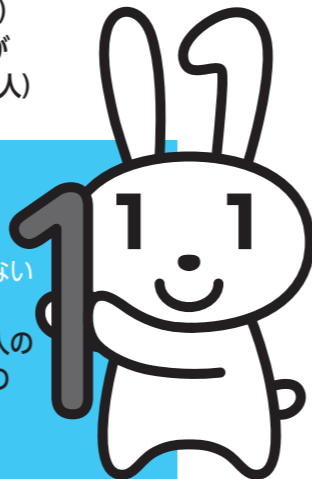
▶認印

▶番号確認書類(マイナンバーカードまたは通知カードなど)

▶身元確認書類(運転免許証など)

▶通帳など本人名義の口座番号が分かるもの(所得税が還付になる人)

例2)通知カード(番号確認)と運転免許証など(身元確認)
マイナンバーカードを持っていない人は、番号確認と身元確認が必要
※控除対象配偶者や扶養親族の人の本人確認書類の提示または写しの添付は必要ありません。



[Monthly Pick Up]

問合先 住民税 役場税務課 ☎ 47-5011 所得税 館林税務署 ☎ 72-4373

税の申告

平成28年分

平成28年分所得税、29年度の住民税(町県民税)についての申告受付が2月16日(水)から始まりです。必要な書類をそろえて、館林税務署または役場3階大会議室で忘れずに申告してください。

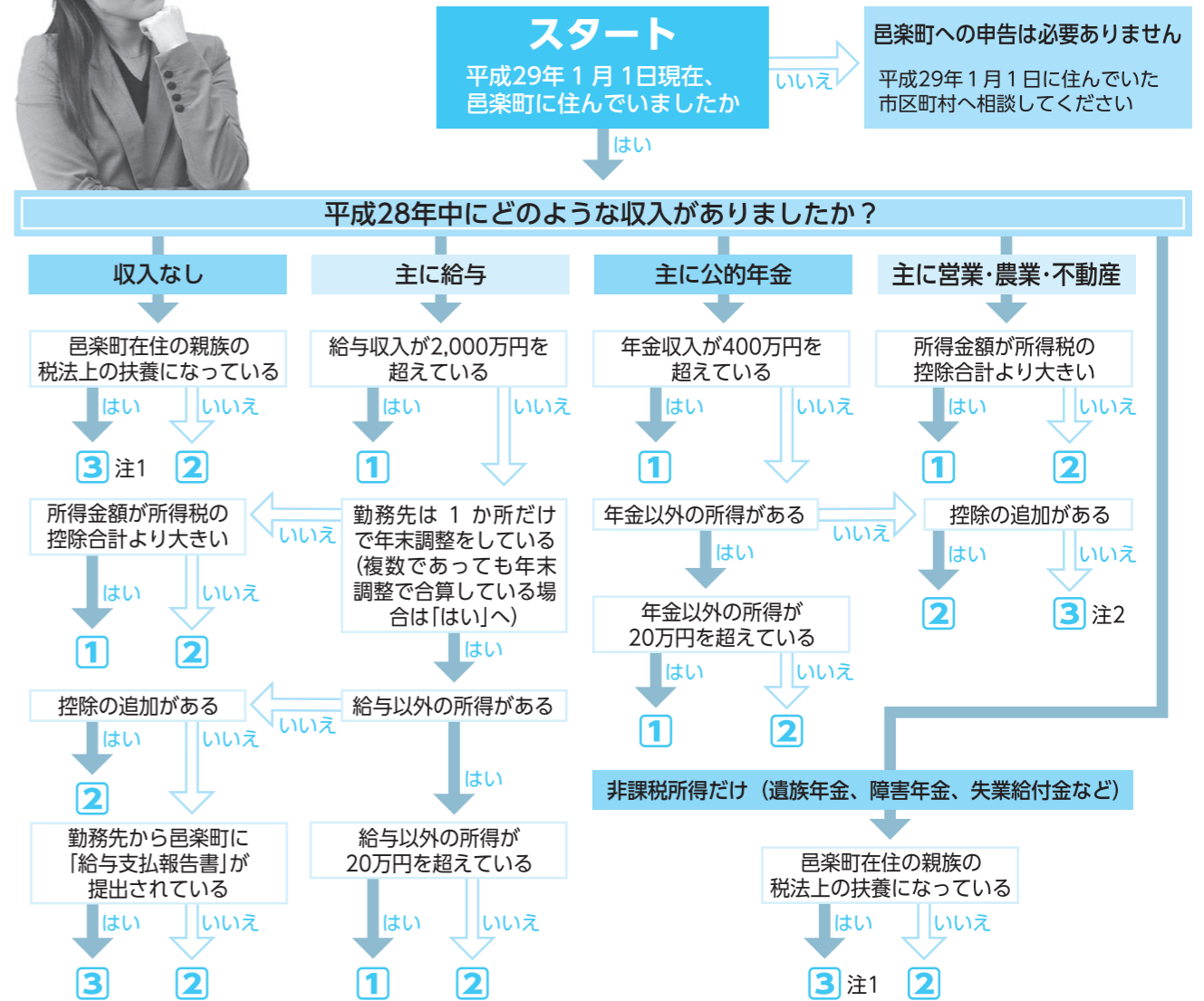
TAX

所得税・住民税の申告は

2月16日(水)から3月15日(水)まで

手続きは
館林税務署または
役場3階大会議室で

? 申告は必要? フローチャートで確認しよう



判定結果	フローチャートは一般的な例です。不明な点は役場税務課(☎47-5011)にお問い合わせください。
① 所得税の確定申告が必要	所得税(復興特別所得税含む)の確定申告書を提出すれば、住民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください。 8ページも確認してください
② 住民税の申告が必要	所得税(復興特別所得税含む)が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です。 9ページも確認してください
③ 確定申告・住民税の申告は必要ありません	[注1]の人で国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の申請免除を受ける場合や所得・税金に関する証明書が必要な場合は、住民税の申告が必要です [注2]の人で所得税(復興特別所得税を含む)が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です [注1]の人は9ページ、[注2]の人は8ページも確認してください

住民税の申告

町県民税や
国民健康保険税など
を決める大切な申告

次の人は
役場3階で
申告ができます

住民税の申告が必要な人

- ①平成29年1月1日現在、邑楽町に住んでいて平成28年中に所得のあった人
- ②国民健康保険に加入している人
- ③後期高齢者医療保険に加入している人で、年金以外の所得がある人
- ④所得証明書などが必要な人
- ⑤国民年金保険料の免除申請、または若年者納付猶予の申請をする人
- ⑥日本年金機構に扶養親族等申告書を提出していない人で、扶養親族のいる人

所得税の確定申告をした人、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されている人、扶養親族として申告されている人は住民税の申告は必要ありません
※役場に提出される給与支払報告書と源泉徴収票は同じ内容です。

Pick Up 国民年金や厚生年金・企業年金など 年金収入者の申告について

公的年金所得者の申告については、合計金額が400万円以上の人は確定申告が必要です。400万円以下の人は、確定申告の必要はありませんが、住民税の申告は必要な場合がありますので、ご注意ください。

【申告が必要な人】

- ・年金収入が400万円以下で、雑損控除や医療費控除、各種控除を受けたい人
- ・年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以上ある人

ご不明な点は、
お気軽にお問合せください

忘れずに住民税の申告を

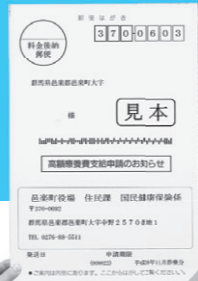
住民税の申告をしていないと、町営住宅や県営住宅の入居、保育園・幼稚園の入園などに必要な所得証明書を発行できません。国民健康保険税の税額も正しく算出できなくなり、医療費の自己負担額も多くなることがあります。



医療費控除の申告をする人は

医療費控除は以下の点に注意し、事前に集計をお願いします。
・領収書のないものは控除を受けられません
・領収日は平成28年1月1日～12月31日が対象
・インフルエンザなどの予防接種は対象外
・保険会社からの補填金や高額療養費の給付金は差し引く
※国民健康保険の加入者で、11月または12月に高額な医療費を支払った人はご注意ください。町からの高額療養費のお知らせはがきの発送が、それぞれ1月下旬(11月分)、2月下旬(12月分)になります。

事前に
集計を



医療費控除の確定申告後に
高額療養費の支払いを受けた場合、申告の訂正が必要になりますので、
ご注意ください

所得税の申告

源泉徴収票は
忘れずに
お持ちください

次の人は
館林税務署で
申告をお願いします

税務署で申告する人

- ①青色申告の人
- ②平成28年中に営業や農業、不動産事業などを始めた人
- ③土地や建物などの不動産や、自動車・貴金属などの動産を譲渡した人
- ④株式や先物取引で譲渡益があった人、または株式や先物取引で生じた損失を繰越損失として申告する人
- ⑤特殊な配当所得のある人
- ⑥肉用牛の販売により、特定肉用牛所得の申告をする人
- ⑦消費税の確定申告がある人

所得税は確定申告で税額が確定し、納税または還付によって完了します。住民税(町県民税)と国民健康保険税は、確定した税額を平成29年度に納めていただきます

Pick Up 申告を忘れずに 所得税の還付の可能性のある人

以下に当てはまる人は、所得税の還付を受けられる可能性がありますので、ご確認ください。

- ①年末調整済みの人で、住宅借入金等特別控除、医療費控除、寄付金控除などの控除を受けることのできる人
 - ②給与所得があったが、年の途中で退職して年末調整を受けていない人
 - ③公的年金などから源泉徴収されている人で、社会保険料控除などの控除を受けることができる人
- ※源泉徴収税がないと還付を受け取ることができません。

Pick Up 安心、便利、確実な口座振替 振替納税をおすすめします

新規の場合、申告のとき振替依頼書に住所・名前・金融機関名・口座番号などを書き、通帳届出印を押して手続きができます。

確定申告所得税	納期限
現金納税	3月15日水
振替納税	4月20日水



インターネットで確定申告

●国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、いつでも申告書が作成可能です。また、作成した申告書などは印刷し、郵送などで税務署に提出することができます。
●「e-Tax」を利用して、自宅やオフィスから、インターネットで国税に関するさまざまな申告や申請、納税ができ、税務署などに何度も出掛ける必要がなくなります。
国税庁ホームページ
□http://www.nta.go.jp

ふるさと納税をした人へ

ふるさと納税ワンストップ特例は、ふるさと納税を利用した場合、申請を行うと申告をせずに控除が受けられる制度です。ただし、以下に当てはまる場合、特例が適用されませんので注意が必要です。控除を受けるためには確定申告をお願いします。
→6団体以上に特例を申請した人
→医療費控除の申告などのため、確定申告や住民税の申告をした人

平成28年分 税の申告

国民健康保険税の
税率を一部改正
町では、平成29年度から国民健康保険税(以下、国保税)の税率を段階的に改正します。改正後の税率は左ページの表のとおりです。



平成29年度税率改正の内容

区分	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分 (40~64歳の人のみ)	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
所得割	6.7%	6.7% (変更なし)	3.5%	3.5% (変更なし)	0.6%	0.6% (変更なし)
資産割	45%	30%	7%	0%	5%	0%
均等割	14,000円	18,000円	7,000円	7,000円 (変更なし)	4,500円	7,000円
平等割	16,000円	18,000円	6,000円	6,000円 (変更なし)	3,000円	5,000円

※今回の改正は資産割の引き下げ、均等割と平等割の引き上げをすることで、税の公平性を図るものです。

今後とも医療費の抑制を図りながら、国保制度の安定的な運営に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。
▼問合せ先 国保税の算定などについて
税務課 係 47-5013、国保の財政・給付について 住民課 国民健康保険 係 47-5020

こつたことを踏まえ、町では平成29年度から国保税を段階的に見直します。

税率改正にご理解とご協力を

また、平成30年度からは、市町村国保の安定的な運営を行うために、財政運営などの主体が群馬県に移行されることになっていきます。

健全な財政運営を図るために

国保制度は始まったころと比べ、加入状況が変化しており、町の国保財政の運営も大変厳しい状況になっています。特に、加入者における高齢者の割合の増加に伴い、医療費などの支出は年々増加しています。

国保税は、国保の財政を支える大切な財源です。今後とも安定的な財政運営を維持するために、納期限までの納付にご協力をお願いします。